

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2002-311108(P2002-311108A)

【公開日】平成14年10月23日(2002.10.23)

【出願番号】特願2002-51316(P2002-51316)

【国際特許分類第7版】

G 0 1 R 31/28

【F I】

G 0 1 R 31/28 M

G 0 1 R 31/28 P

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月16日(2005.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被試験素子を試験する自動試験装置の電子回路であって、被試験素子に前記回路を接続するための2つのラインと、それぞれの一方の入力が、前記2つのラインの異なるラインに接続される2つの比較器と、2つの入力が前記2つのラインの異なるラインに接続されるもう1つの比較器と、前記2つのライン間に接続されたスイッチング素子とを含む電子回路。

【請求項2】

前記スイッチング素子が、前記回路をシングル・エンド終端または差動終端に利用できるように、前記2つのライン間に接続されていることを特徴とする、請求項1に記載の回路。

【請求項3】

前記スイッチング素子が、2つのスイッチ式電流源に直列に接続されたダイオード・ブリッジを含むことを特徴とする、請求項1に記載の回路。

【請求項4】

前記スイッチ式電流源が、それぞれ、直列接続をなす電流源とスイッチを含むことを特徴とする、請求項3に記載の回路。

【請求項5】

前記ダイオード・ブリッジが、いわゆる能動負荷またはプログラム可能負荷として利用可能であることを特徴とする請求項3に記載の回路。

【請求項6】

前記終端素子が、前記ラインのそれぞれに、バッファと少なくとも1つの抵抗器を含んでいることと、前記バッファの出力が、それぞれの抵抗器を介してそれぞれのラインに接続されていることを特徴とする、請求項1に記載の回路。

【請求項7】

前記終端素子が、前記ラインのそれぞれに、ドライバと少なくとも1つの抵抗器を含んでいることと、前記ドライバの出力が、前記それぞれの抵抗器を介して前記それぞれのラインに接続されていることを特徴とする、請求項1に記載の回路。

【請求項8】

前記スイッチング素子が、2つのスイッチ式電流源に直列に接続されたダイオード・ブ

リッジを含むことを特徴とする、請求項 7 に記載の回路。

【請求項 9】

前記ダイオードが、前記 2 つのライン間に接続されていることを特徴とする、請求項 8 に記載の回路。

【請求項 10】

前記終端素子が、前記ラインのそれぞれに対する 2 つの抵抗器と、前記ラインのそれぞれに対する前記 2 つの抵抗器の接続点に接続されたダイオード・ブリッジを含むことを特徴とする、請求項 9 に記載の回路。

【請求項 11】

前記スイッチ式電流源が、それぞれ、直列接続をなす電流源とスイッチを含むことを特徴とする、請求項 8 に記載の回路。